

# 閲覧について

## 1 閲覧とは？

閲覧とは一筆地調査で行った調査内容の確認をしていただく作業です。事前に通知させていただいた上で20日間の期間を設け、役場又は近隣の公民館で行います。

立会いただいた土地の形状、地目、面積等を地籍図(案)・地籍簿(案)を基に確認していただき、誤りがなければ署名をしていただきます。

調査した内容に誤りがある場合に申し出ていただく最後の機会になりますので、必ずご参加ください。

なお、面積については、立会いただいた筆界を測量した結果となりますので、特定の数値に合わせた筆界を作ることや、元の登記簿上の面積を確保するために筆界を変更することは対応できません。

## 2 閲覧に必要なもの

客観的に筆界の確認できる資料

(個人で所有している図面等がある場合)

## 3 地図に錯誤がある場合

閲覧時に錯誤がある場合、誤り等申出書の提出をすることで、誤りがあった部分について対応いたしますが、一度立会を行った筆界の変更については、相手方地権者の同意がない場合は対応いたしません。



また、同意が得られた場合であっても再立会を行う場合は、日程調整を地権者が行うこと、および変更する筆界が既に両方で合意に至っていることが条件になります。